## 令和4年度第6回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 要点記録

日 時:令和5年1月26日(木)午後2時から

場 所:国分寺市立いずみホール Bホール

出席委員:内藤孝雄会長・藤巻正樹副会長・鹿島岳志委員・新藤圭一委員・田口佳子委員・新川保明委員・和地誠一委員・森田秀子委員・金原洋一委員・柳田真人委員・森田直樹委員

事務局:鈴木健康部長・下河原保険年金課長・増井国民健康保険係長・溝端・奥秋

会長 皆様こんにちは。年が明けて初めて皆さんとお会いしますが、お変わりございませんか。今年もよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和4年度第6回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催します。1時間以内で終わるよう、御協力よろしくお願いします。

本日の会に先立ち、事務局より諮問書の交付がございます。

橋本副市長 諮問書を交付いたします。

諮問第2号。令和5年1月26日。国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長内藤孝雄様。国分寺市長井澤邦夫。国民健康保険の運営について、諮問。国民保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例(昭和34年条例第2号)第2条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則(昭和34年規則第2号)第2条の規定により、下記の事項について審議いただきたく、諮問します。記、1「出産育児一時金の支給額について」。諮問内容の説明。1「出産育児一時金の支給額について」。令和4年度の本市の出産育児一時金の支給額は42万円となっている。健康保険法施行令の改正により、令和5年4月1日以降、出産育児一時金は50万円に変更が予定されていることに伴い、令和5年度からの本市の出産育児一時金の支給金額改定への意見を求める。

以上となります。会長、よろしくお願いいたします。

会長 ただいま橋本副市長より、国民健康保険に関して諮問を預かりました。

事務局 引き続き、副市長橋本より御挨拶を申し上げます。

橋本副市長 皆さん、改めまして、こんにちは。副市長の橋本です。ただいま会長に諮問書を交付いたしました。本来であれば、市長の井澤が諮問書を交付するところですが、公務が重なったため、私が代理で交付いたしました。

まずは日頃から委員の皆様には国分寺市政に御理解と御協力いただいていること、改めて感謝を申し上げます。また本日は、皆様お忙しい中、また急な開催にもかかわらず、出席いただきまして誠にありがとうございます。本来であれば昨年の開催で、今年度の協議会の審議は終わるところだったのですが、ここにきて国より、子育てを支援するために出産育児一時金の額を引き上げるという方針が示されました。市としても、令和5年4月からの改定に向けて決定を頂くために、本日御審議を頂くことになりました。お忙しい中で

はありますが、皆さんよろしくお願いいたします。

会長 ただいま,橋本副市長より御説明がございました。この後,副市長は公務がございますので、ここで退席いたします。

橋本副市長 皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 出席人数の報告と議事録署名委員について、事務局よりお願いします。

事務局 本日の出席について報告します。出席 11 人,欠席 5 人です。したがいまして,運営に関する協議会規則第7条の規定により,委員総数 16 人中 2 分の 1 の出席を頂いておりますので,会議は成立しております。また,議事録署名委員につきましては,森田直樹委員,森田秀子委員にお願いいたします。

会長 次第に沿って進行します。諮問事項1「出産育児一時金の支給について」事務局から説明をお願いします。

事務局 諮問事項「出産育児一時金の引き上げについて」説明いたします。資料1をお願いします。出産育児一時金とは、出産に要する費用負担軽減のために、保険者から出産時に一定の金額が支給される制度です。対象としましては、妊娠4ヶ月以上で出産をした方、また、早産や死産、流産などもその支給対象となり、本市国民健康保険では現在出産1件につき42万円を支給しています。今回の出産育児一時金の改正にあたっては、被保険者の出産に要する経済的負担を軽減し、安心して子どもを生むことができる環境を整備するために、健康保険法施行令の改正が予定されていること、また、その経緯として、昨年12月に厚生労働省に設置されている社会保障審議会医療保険部会において、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとの見解が示されたことに伴うものです。

引き上げの額及び根拠につきましては、公的病院だけではなく、民間の産婦人科等の私的病院、診療所を加えた全施設の平均出産費用に、産科医療保障制度の掛け金を加えた49万2千円。こちらに近年の出産費用が伸びていることを勘案し、50万円に設定されています。これまでは公的病院の平均出産費用により設定されていましたが、今回の改正では、平均的な標準費用を全て賄えるようにするという観点から、全施設の平均出産費用により算定されました。

続いて、本市国民健康保険における出産育児一時金の件数と支給額についてです。過去3年分の状況では、各年度おおむね70件程度。その支給額については3千万円前後となっています。今回、出産育児一時金を引き上げた場合の影響額につきましては、令和5年度当初予算に基づき比較しますと、568万円増加することを見込んでいます。影響額に対する負担増額分の内訳は、国民健康保険出産育児一時金繰出金が3分の2、残りの3分の1は特別会計で負担します。3分の2を負担する出産育児一時金繰出金は、市の一般会計から国保会計に繰り入れる法定内繰入であり、赤字とされる法定外繰入とは異なります。残りの3分の1は特別会計の歳入により負担します。つまり増額分については、3分の2は一般会計、3分の1は特別会計で負担することになります。

最後になりますが、施行予定日は、令和5年4月1日となっており、この日以降に出産

された場合は、出産1件につき50万円を支給する予定となっています。こちらを基に出産 育児一時金にかかる協議をお願いいたします。

雑駁ではありますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

会長 ただいま事務局からの説明がありました。諮問の事項に関して、皆さんからの御意 見をお願いします。

新藤委員 個人的な意見としては、全国一律で50万円に引き上げる方向ということですから、その金額に引き上げることに賛成です。

確認したいのは、資料1の「引き上げ額について」の内訳項目に 1.2 万円の「産科医療保障制度の掛金」というのがあります。妊娠時の保険金をカバーするためのものということでしょうか。

それともう1点,「影響額に対する負担増額分の内訳」において,国民健康保険の一時 繰出金と特別会計の国民健康保険税で負担するということでした。社会保障審議会の医療 保険部会で,出産一時金を上げるべきだという意見が出たということですが,財政的な補助などはあるのでしょうか。以上です。

事務局 1点目は,産科医療保障制度に関する掛け金の部分です。こちらについては新藤 委員がお考えのとおりで,対象病院では,この 1.2 万円を被保険者が負担しているので, その分も含めて出産育児一時金の中で支給を行う形になります。

2点目は、負担増分について、市に補助金等が入ってくるのかというご質問と受け止めます。詳細はこれから示される予定ですが、来年度についてのみ、1件あたり5千円を支給するという話が出ています。71件と想定していますので、5千円を掛けると35万5千円ほど国等から補助金が入ると考えています。

新藤委員 国は、出産育児一時金の引き上げについて方針は出したが、現時点で、財源的な保障は5千円くらいを考えているということでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりです。

森田(直樹)委員 市町村国保については、50万円の3分の2、33万3千円は地方交付税の措置を実施すると聞いています。そのほかに1件あたり5千円の補助があるということですから、今までよりも国の補助が多くて、給付額は少なくなると思います。

事務局 今,森田委員がおっしゃった地方交付税措置の部分です。こちらについては,自 治体ごとに不交付団体,交付団体と,財政状況等によって分かれており,令和4年度の本 市については,不交付団体となっています。そのため,森田委員に御紹介いただいた部分 につきましては,本市では歳入が見込めないものとなります。

森田(直樹)委員 分かりました。

会長全てが適用ではないのですね。

森田(直樹)委員 勘違いしていました。参考までに、私ども健康保険組合では、赤字組合と黒字組合があり、赤字組合は1件8千円から4万円、黒字組合は4千円から2万円というような補助があるようです。どのように補助されるかまだ決まっていないのですが、

8万円上がるうちの最高でも半分です。結局,1件あたり4万円以上持ち出しが増えるということで,よほど大変な市町村国保は別として,どこの医療保険者も,負担は増えることになります。

会長 今の段階でわかっていることは、事務局からの説明の情報だけだと思います。

出産育児一時金の支給額を 42 万円から 50 万円へ引き上げるべきという国の方針に基づき国分寺市においても引き上げを行うものとして市長から諮問を頂いております。このほかに何か、お集まりいただいた皆様から御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。

副会長 支給対象者について、よく分からないので質問します。 2 行目に「人工妊娠中絶の場合」とあるのですが、事務局でも飛ばして説明されたようですが、どんな人工妊娠中絶でも支給になるのか、それとも何か条件があるのか、教えていただきたいです。要するに、体の具合で中絶しなければいけない場合はいいのですが、自らの意思で人工妊娠中絶した場合でも支給となるのでしょうか。

事務局 理由を問わず、85 日以上の妊娠を経た方につきましては、出産一時金として支給しております。

副会長 分かりました。

会長 85 日以上ですか。それとも以内ですか。

事務局 以上です。

会長 妊娠4ヶ月以上での出産とありますが、4ヶ月で出産というのは初めて聞きます。 このようなケースはあるのでしょうか。その場合、出産の費用はすごく高額になりそうです。

副会長 そうですね。

会長こういうところも勘案されているのでしょうか。

副会長 今の医療では、新生児の体重がかなり少なくても生存できます。でもそれだけに 医療費がかかる。妊娠4ヶ月での出産となるとかなりの金額になると思います。

会長 出産から退院までにかかる医療費はすごく大きな負担になりますね。

森田(直樹)委員 他の質問をお聞きしたいのですが、健康保険の場合、産前産後の保険料免除があります。出産育児一時金の引き上げだけではなく、子育てをしっかりできる環境を整えようという方針のようですが、国民健康保険ではそのような制度は何かあるのですしょうか。

事務局 産前産後の保険税の免除については、令和6年1月から制度を開始するという話が出ていますが、詳細についてまだ国等から示されておりません。産前産後の期間は4ヶ月になると思いますが、その期間の保険税免除は、来年度の制度改正の中ではうたわれているところになります。委員がおっしゃるように協議いただいている内容も含めて子育て支援の一環かと思います。

会長 ほかに御意見、御質問はございませんか。

和知委員 「対象件数及び令和5年度当初予算に係る影響額」について、過去3年度分の件数が掲載されています。過去3年間、あまり件数が変わっていませんが、件数はあまり変わらないものなのでしょうか。妊娠時に、こういった出産一時金がありますと情報を流しても、件数の増減はそんなにないのですしょうか。

会長 件数の推移と被保険者への周知についてのご質問です。事務局お願いします。

事務局 出産一時金の支給にはいくつかの方法があります。国保連合会を通じてご本人様が何も手続しなくても 42 万円を支給する方法。病院等との事前のやり取りによって,事前に受け取りの代理申請をする方法。もしくは,その両方を利用せずに支給する方法があります。基本的には,病院等と国保連合会と市でやり取りができる形になっておりますので,妊娠の届出があった段階で周知等はしており,行き届いていないというものではないと思っています。件数につきましては,件数の推移はあまりないですが,被保険者数が少なくなっている中で件数が変わっていないので,国民健康保険の申請は若干増えていると感じているところです。

会長対象件数はあくまで見込みですか。

事務局 令和4・5年度につきましては見込みです。

森田(直樹)委員 国民健康保険加入者の人口構成が、そもそも出産育児に関係する世代 が少なくて高齢者が多いというのがあると思います。

和知委員 そうですね。

副会長 引き上げ額の根拠について、今までは公的病院だけだったのを、私的病院も含めて今度は全施設での平均出産費用にしたということですが、最近の私的病院では、豪華にやるところ、例えば、食事にフレンチを提供したり等、環境をよくしているところもあります。それを好むから私的病院に行く方も多いかと思います。全施設の平均という根拠が果たして妥当かどうかというのも疑問はあります。公的病院であれば必要最小限のサービスだけでやっていると思います。公的費用を使うときに、私的病院の追加サービスに係る費用まで勘案するかどうかは懸念するところです。全体的には、いい環境で、いい状況で産んでいただくということはいいことだと思うので、方向としてはそういう流れになっているのだと思いますが。

会長 私的病院と公的病院の提供サービスの違いにより選択する方がいらっしゃるので、 そういうのを平等にする考えもあるのですしょうか。

森田(直樹)委員 単純に岸田総理大臣が50万円だと言ったから、そちらの方向に行ってしまったので、本当は高すぎると思います。中には長く入院されて、たばこも吸っているような人もいます。肩のマッサージ等をしている病院もあると聞いています。公的な病院での最低限の費用でと言ったらおかしいですが、必要な費用としてはもう少し小さいのではないかと個人的には思います。しかし、多ければそれなりに将来的な希望が持てるような部分があるのではないかなとも思います。

会長ありがとうございます。

柳田委員 50 万円という金額を見ると良いなと思うのですが、出産する側は赤字だと思います。検査や通院等の費用もかかります。また、全体的に物価が高騰しているので、それに伴って出産費用が上がっています。今回、それに合わせて国が出産一時金を上げてきていると思うので、実質、今までと何ら変わらないというのが私の認識です。結局、改正の趣旨は、安心して子どもを産むことができる環境を整備するためとありますが、全然整備ができていないのが正直な現実問題だと思います。

出産育児一時金が50万円に引き上げられたことを理由に、子どもを作って家庭を持とうと思う人は、正直少ないのではないかと私は思います。国分寺市として、子育て支援をもう少し手厚くできれば、もっと国分寺市に住みたいと思ってくれる人も増えてくるのかなというのが私の個人的な意見です。

会長ありがとうございます。

事務局(健康部長) 全体的なお話なので、私のほうで受けたいと思います。出産育児一時金を50万円に引き上げると国の施策として整備されたところですが、これだけで少子高齢化対策ということではなくて、ほかにも国から下りてきている事業があります。例えば、妊娠している方に5万円のクーポン券をお渡しし、出産後も5万円のクーポン券をさらにお渡しすることで出産を応援するという事業も次年度から本格実施するため、今、準備をしております。令和4年度についても遡及して妊娠出産された方に支給する準備をしています。広く子育てや妊娠中にも関連する物品を購入できるようなクーポン券で出産育児を応援する制度を設計しているところです。

また、東京都の独自の施策としては、出産時に10万円を支給するとしており、徐々に少子高齢化の施策が具体的に進んでいます。そういう状況も見ながら、市としても取り組んで参りたいと思います。

会長 健康部長よりお話がありましたが、妊娠すると5万円のクーポン券、出産するとさらに5万円のクーポン券が支給されるとうことです。また、東京都からは10万円のお祝い金が出るそうです。国の出産育児一時金の引き上げのほかにも市は出産育児の支援に取り組むということです。ほかに何かありますか。

森田(直樹)委員 参考までに教えてください。国分寺市の出生者数はどのように推移しているのでしょうか。日本全体では、長期的にずっと減ってきており、少子高齢化というよりも人口減少社会と言われているくらいです。それでは将来が不安ですね。

事務局 令和3年度の本市の出生数は1,288人です。本市の人口全体としては,他自治体からの流入があり,今は微増しているような状況です。ただ,将来的には減少に転じていくという将来推計もしています。現状では若い世代の流入があり,高齢化率が,全国や東京都と比べるとやや低いというのと,数年あまり変わらない状況できているという状況です。

会長 どうもありがとうございました。

新藤委員 森田(直樹)委員から質問が出たので、関連で確認します。今日の資料では、

国民健康保険の加入者の内,出産育児一時金の支給件数が令和3年度は70件だったということでしたが,実際には1,288人お生まれになっているという話でした。そうすると,出産される方で国保以外の方は,社会保険や他の健康保険で出産育児一時金を取得しているということでしょうか。

事務局 国民皆保険制度なので、1,288人のうち、国民健康保険該当の方は70人前後、そのほかの方については、社会保険など他の健康保険組合に加入されているため、その保険者から支給されていると考えます。

新藤委員 この制度は、出産する方の全員が利用する制度なのでしょうか。1,288人のうちどのくらいの方が利用しているのかを推定できますか。中には、この制度を一切使わないという人もいるかもしれません。どうなのでしょうか。

事務局 まず、生活保護の方を除いて、基本的にどこかの健康保険に入っていますので、必ず病院から出産育児一時金の制度の紹介があり、書類も記入するように勧められます。必ず書類を出しているかどうかは分りませんが、健康保険に加入している方で出産された方、もしくはどなたかの扶養に入っていて出産された方は、加入している健康保険で出産育児一時金が支給されているものと考えています。

また、健康保険組合によっては、出産一時金の42万円に加えて、例えば2、3万円の付加給付を受けられる健康保険があると聞いております。

森田(直樹)委員 説明されたように、多くの場合、出産費用だけで出産育児一時金を使ってしまいます。そのため、病院が代理で請求しています。余った分があれば、本人が請求するという仕組みになっており、申請しない人はほとんどいないと思います。

新藤委員 分かりました。ありがとうございます。

森田(直樹)委員 1つ話をすると、これは令和5年度の措置として、国が実施するものです。令和6年度以降は、また制度が変わります。令和6年度以降は、全国民が等しく分担することになり、後期高齢者も出産にかかる費用を負担するようになります。令和6年度以降は、後期高齢者の負担が出てくることを考えなくてはいけなくなります。

新藤委員 それは例えば、通常の保険税に育児分として、数パーセント加算される形で保 険税が決まるということでしょうか。

森田委員 おそらくそうなるのではないでしょうか。後期高齢者の負担と、今度は出産の 負担が出てくるのではないかと思います。

会長 高齢者も若い人を支援していこうということですね。

このあたりで諮問について決を採りたいと思います。出産育児一時金の支給額を 42 万円 から 50 万円に引き上げる, その改定が, 妥当だと考える方は, 挙手をお願いいたします。 ありがとうございます。

では、本日の諮問に関しまして、協議会として、出産育児一時金の支給額 42 万円を 50 万円に改定するのは妥当とします。ありがとうございました。

今後の法律の改正なども含めた、流れについて事務局、説明願います。

事務局(健康部長) 御説明します。この健康保険法施行例は、本日の時点でまだ公布されていません。施行令の施行は令和5年4月1日を予定しており、早めに運営協議会の御意見を頂きたく開催をお願いいたしました。今日の議論をもちまして、答申の作成は会長と事務局へお任せいただきたいのですがよろしいでしょうか。答申書をいただき、その後、議会等の手続を行い、条例の4月1日施行を目指したいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長 健康部長より、提案があったように、法律改正が本日の時点で公布されておりません。そのため法改正が公布されてから答申を市に提出することとなります。この答申に向けて私に一任いただければと思います。異議がなければよろしいでしょうか。ありがとうございました。では、一任いただいたということで、今後のことは追ってまた報告します

では、次第に沿って、報告事項に進みます。報告事項(1)「令和5年度の国民健康保険事業の制度改正について」事務局から説明をお願いします。

事務局 来年度は主に4点の制度改正が予定されています。1点目は、先ほど協議いただきました、出産育児一時金の支給額の改定です。こちらについては答申を頂きました後、第1回定例会へ議案提出を行い、4月1日に向けて事務を進めてまいります。

2点目は、均等割の5割軽減、2割軽減の所得範囲が拡大されます。この拡大につき、 令和5年度は均等割の軽減対象として、新たに 163 世帯が増加する見込みです。こちらは 現在東京都から通知が届いていないため、通知が届いた後、被保険者の負担とならないこ とから諮問は行わず、専決処分にて速やかに対応を行う予定です。

3点目は、課税限度額の引き上げです。後期高齢者支援金分について 20 万円から 22 万円に改定されます。こちらにつきましては今年度と同様に、来年度、協議会に諮問の上、協議いただき、答申を経て、令和6年度に改定することを予定しております。

4点目につきましては、先ほど森田直樹委員からお話がありました、産前産後期間4ヶ月の保険税の免除についてです。こちらは令和6年1月から施行予定となっておりますが、詳細はまだ示されていないため、情報提供のみとなります。

また、令和5年度の健康保険税の税率につきましては、第4回定例会で可決され、答申のとおりの税率に改定されることを併せてご報告いたします。報告は以上となります。

会長 ありがとうございました。今,事務局からの報告がございました。また,本日の資料はございませんので,説明だけで終わらせていただきます。よろしくお願いします。

続きまして, 事務連絡について, 事務局からお願いします。

事務局 本日は急遽お集まりいただきまして、ありがとうございました。次回の開催につきましては来年度を予定しております。詳細につきましては改めてお知らせをいたします。よろしくお願いいたします。以上です。

会長 ありがとうございました。それでは、藤巻副会長、閉会の挨拶と合わせてお話をお 願いいたします。

副会長 本日は急遽集まって出産一時金について話し合いました。今が一番寒い時期です。

気温も昨日、底をつき、これから2月に入れば暖かくなるようです。インフルエンザが少しずつ流行ってきた一方で、コロナの感染者数が少し下がってきているのですが、ウイルス干渉というものがあります。2つのウイルスがあったとき、片方が広がると片方が下がるというような考え方が以前からあります。必ずしも実際そうなるとは限らないのですが、インフルエンザが盛んになってくるとコロナが少し下火になってくるかもしれないという話です。そして春から2類から5類に移行するという話が出ています。1年前、2年前ぐらいにこの話をさせていただいたことがあったのですが、2類から5類になったときに、色々なことが今の状況から変わってくると思います。2類から5類への移行には、いい面もあるし悪い面もあるということで、慎重に移行していく必要があると思っております。

状況を見ながらだと思うのですが、経済的には今のままではやはり回らないかと思います。マスクをしなくていいというのは、やはり個人の考え方でいいのではないかなと思います。非常に難しい局面に移ってきているとは思いますが、いつも私が言っているのは、必ずパンデミックというのは収束するという考え方です。

今日は本当に寒いところ、皆さんお集まりいただき、ありがとうございました。では、 これで終了とします。どうもありがとうございました。

- 7 -

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長



国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員



国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

